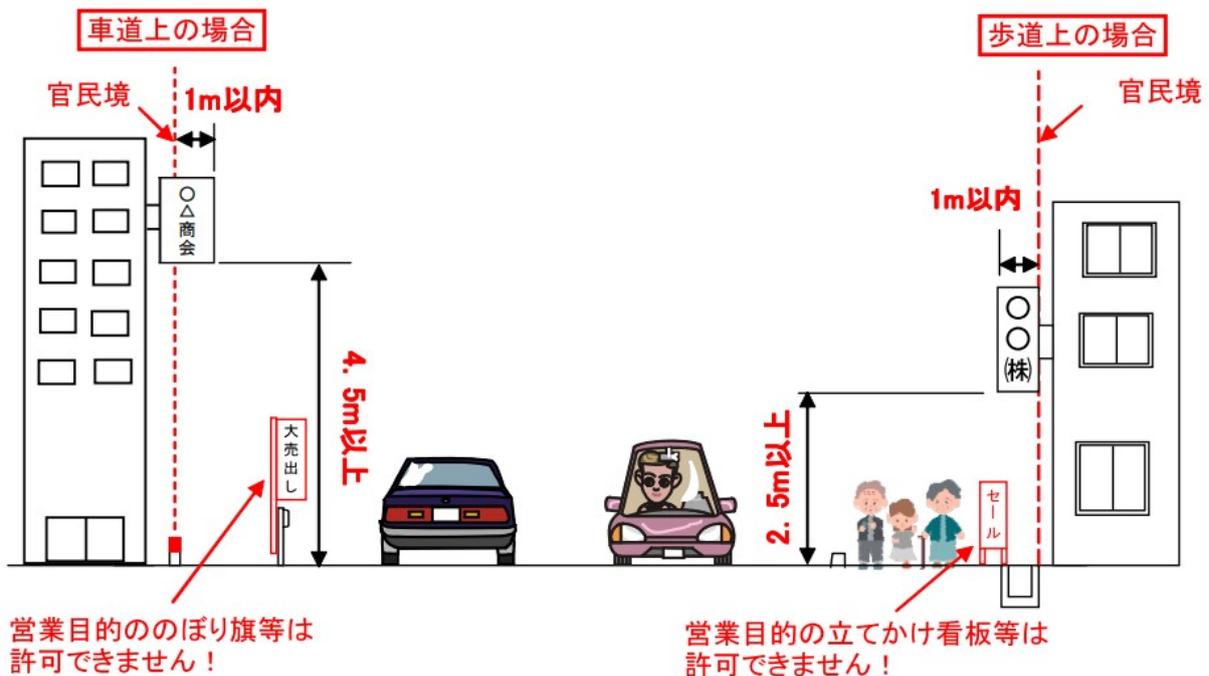


道路に看板などを設置するには許可が必要です

道路を使用するには、一定のルール（道路法）があります。皆さんも生活している中で他人の土地を使用する場合、契約を交わしたり、承諾をもらったりして使っているのと同じように、道路（地上、地下を含む）を使おうとする時は、あらかじめ道路管理者の許可を受ける必要があります。申請手続きについては、事前に担当までお問い合わせいただくと審査手続きをスムーズに進められます。

※許可を受けられる看板等には基準がありますので、まずは下図を参考にお確かめください。また、許可を受けた看板等は、面積に応じて料金（占用料）をお支払い頂きます。詳しくは、**石巻国道維持出張所** までお問い合わせ下さい。

なお、許可を受けずに看板等を設置されている場合は、早めに移動又は撤去してください。



※国道に設置されている電柱・電線・上下水道・ガス管も占用許可を必ず受けています。

【 解説 】

道路は一般交通の用に供される公共の施設です。そのため、道路敷地では私権（営業の為の行為など）を行使することができません。（道路法第4条）

また、車道や歩道上に物（広告看板、商品など）を放置することも禁止されています。（道路法第43条）

お問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所
石巻国道維持出張所 管理第三係
電話 0225-95-5237

管轄 国道 45号 (32.72kp~83.67kp)
東松島市・石巻市・登米市
国道108号 (0.20kp~14.84kp)
石巻市